

是正勧告書

令和 2 年 10 月 13 日

三池港物流株式会社
代表取締役 谷村 徹 殿

大牟田 労働基準監督署


労働基準監督官 塩塚 幸司



貴事業場における下記労働基準法、労働安全衛生法違反及び自動車運転者の労働時間等の改善のための基準違反については、それぞれ所定期日までに是正の上、遅滞なく報告するよう勧告します。

なお、法条項に係る法違反（罰則のないものを除く。）については、所定期日までに是正しない場合又は当該期日前であっても当該法違反を原因として労働災害が発生した場合には、事案の内容に応じ、送検手続をとることがあります。

また、「法条項等」欄に□印を付した事項については、同種違反の繰り返しを防止するための点検責任者を事項ごとに指名し、確実に点検補修を行うよう措置し、当該措置を行った場合にはその旨を報告してください。

法条項等	違反事項	是定期日
安衛法第20条	事業者は、安全衛生規則第107条第1項の規定により	2・10・31
安衛則第107条	機械の運転を停止したときは、当該機械の起動装置に錠を	・ ・
第2項	掛け、当該機械の起動装置に表示板を取り付ける等同項の	・ ・
	作業に従事する労働者以外の者が当該機械を運転すること	・ ・
	を防止するための措置を講じなければならないのに、これ	・ ・
	を行っていないこと。	・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
		・ ・
受領年月日	令和 2 年 10 月 14 日	
受領者職氏名	安全衛生推進室 係長 吉田 良一 君 	(1)枚のうち (1)枚 目

(注意)

一、労働安全衛生法等関係法令違反を原因として、労働災害を発生させた場合には、是正期日前であっても、労働者災害補償保険法に基づき特別に費用を徴収することがあります。

二、この勧告書は三年間保存して下さい。

指 導 票

令和 2年 10月 13日

三池港物流株式会社
代表取締役 谷村 徹 殿

大牟田 労働基準監督署

労働基準監督官

厚生労働技官

厚生労働事務官

塩塚 幸司



あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いいたします。
なお、改善の状況については 10月 31 日までに報告してください。

指 導 事 項

- 1 フォークリフト点検中は、起動エンジンキーを抜き、管理を徹底すること。
- 2 点検中である旨の標示をメインスイッチに表示すること。
- 3 点検札の取扱基準を定め、それを徹底させること。
- 4 フォークリフトを起動させる際は「人が作業中かもしれない」概念を常に持ち、前後・内部・下部を十分に確認の上、エンジンを起動すること。
- 5 リスクアセスメントを実施し、結果を一覧表等に記録すること。リスク低減措置は、本質安全化等の優先順位に基づき措置を講じること。
- 6 災害発生時は、原因を4M【人的要素・物的要素・作業方法等の要素、管理上の要素】で検討し、その結果に基づき再発防止対策を講じること。
- 7 非定常作業における作業マニュアルの整備を図るとともに、それに基づき関係労働者に教育を徹底すること。
- 8 安全衛生管理については、経営首脳陣が全作業場を定期的に巡視し、日常の管理状況を把握し、必要な措置が確実に講じられるよう体制を整備すること。また、作業場巡視については、巡視内容、方法等の見直し、安全衛生日誌の作成等により、充実を図ること。
- 9 労働災害防止に関する意識向上のため、全社的に、ヒヤリハット活動、KYT活動等、教育・訓練の充実化を図り、労働者の危険に対する意識の向上に努めること。

受領年月日

令和 2年 10月 14日

受領者職氏名

安全衛生推進室 係長 高橋 良一 氏



指 導 票

令和 2年 10月 13日

三池港物流株式会社
代表取締役 谷村 徹 殿

大牟田 労働基準監督署

労働基準監督官
厚生労働技官
厚生労働事務官

塩塚 幸司



あなたの事業場の下記事項については改善措置をとられるようお願いいたします。
なお、改善の状況については 10月 31日までに報告してください。

指 導 事 項

10 労働災害の発生原因につき、過去の事例も踏まえ、被災者の不注意のみに着目している傾向がみられますが、労働者教育の問題、なぜ不注意な状態が生じたのか、設備の問題、人員の減少により作業に無理が生じていないか等についての究明が不十分ですので、これらの点について、安全衛生委員会において十分審議し、的確な再発防止対策を樹立すること。

なお、樹立した再発防止対策については、労働者に周知するとともに、労働者教育等に活用すること。

11 メンタルヘルスに係る「心の健康づくり計画」を策定し、事業者表明方針、メンタルヘルス推進担当者の選任、管理者・労働者への教育等を行うこと。また、「こころの耳」の周知を図ること。

受領年月日

令和 2年 10月 14日

受領者職氏名

安全衛生推進室 係長 多比良 一若





改善・是正報告書

安全衛生推進室長



令和 2 年 10 月 30 日

大牟田労働基準監督署長 殿

事業場名 三池港物流株式会社
代表者職氏名 代表取締役 谷村 徹

令和 2 年 10 月 13 日に、塩塚幸司労働基準監督官からは是正勧告・命令・指導を受けた事項につきまして、下記のとおり是正しましたので報告します。

違反条文・指導事項等	是正・改善内容
安衛法第20条 安衛則第107条第2項	別紙のとおり

- ※ 本報告書は、是正期日までに必ず提出して下さい。(郵送または持参下さい。)
- ※ 報告については、是正や改善が確認できる書類や写真を添付して下さい。
- ※ 賃金等の支払いについては、振込書の写し等、支払日及び支払額が分かるものを添付して下さい。
- ※ 時間外労働に係る割増賃金の支払いに関しては、労働者が自ら労働時間を記録した書類・タイムカード等の記録・残業命令書及びその報告書等、労働時間が適正に把握されたことを証明できる書類を添付して下さい。
- ※ 提出先 〒836-8502 大牟田市小浜町24-13 大牟田労働基準監督署
電話 0944-53-3987 FAX 0944-53-3990



(指導書)

違反条文・指導事項等	是正・改善内容
指導事項1～4	・フォークリフトの点検中は、エンジンキーを抜きとり、離れた場所にある作業中標示スタンドに掛け、ハンドルレバーに「危険、運転するな!」の表示板を取り付けることとしました。 ・また、フォークリフトを起動させる際は、周囲に作業者が居ないことを目視確認し、ホーンを鳴らし、合図して始動することとしました。(別添安全作業標準書 技-D-5 重機整備作業)
指導事項5	・作業のリスクアセスメントについては、小集団活動等を通して定期的の実施しており、結果については、リスク低減対策を織込んだ報告書を提出させ、その内容を評価しています。
指導事項6	・災害発生時には、物的原因、人的原因、間接原因(作業方法及び管理約)に区分して、原因の分析をし、その分析結果を踏まえた再発防止対策を策定しています。
指導事項7	・非正常作業については、安全作業標準書を整備して、関係者への教育、周知を徹底していきます。
指導事項8	・安全衛生管理について、社長以下の役員は、作業場を定期的に視察し、指摘事項がある場合、改善を求めています。 ・また、改善の状況について、安全衛生委員会で報告させ、確認しています。 ・更に、管理職による安全パトロール、安全専任者による安全パトロール等各種パトロールを実施して、安全管理に努めています。
指導事項9	・労働災害防止に関する意識向上のため、ヒヤリハット活動の充実と、ワンポイントKYシート等を活用して、労働者の意識向上に努めています。 ・教育・訓練についても、外部講習も含め取り組んでおりますが、なお一層充実させます。
指導事項10	・労働災害の発生原因については、労働者の不注意のみならず、教育の問題、設備的な問題等、別角度からの視点も踏まえ究明していますが、今後は更に充実させていきます。 ・また、発生原因及び再発防止対策については、安全衛生委員会等で十分審議して労働者に周知していきます。
指導事項11	・メンタルヘルスに係る「心の健康づくり計画」を別途策定して、メンタルヘルスの取組を充実させ、「こころの耳」の周知を図っていきます。

